

**DRUG**



**INFORMATION**

2016 No. 16

平成28年3月28日発行

残薬を減らすため、  
処方入力および処方せんの様式が変更になります！

岐阜大学医学部附属病院・薬剤部  
医薬品情報管理室  
(内線7083)

## 残薬を減らすため、処方入力および処方せんの様式が変更になります！

処方された薬剤については患者が飲み残すことがあり、これが医療資源の非効率的な消費の原因の一つとなっているとされています。厚生労働省の調査によれば、残薬を有する患者を経験した薬局は全体の約9割、残薬を経験したことがある患者は全体の約5割とも言われています(平成25年度厚生労働省保険局医療課委託調査)。

一部の薬局では残薬を減らすための対策として、残薬を確認して処方医へ連絡し、患者が服用し易いように工夫をしたり、一包化や服薬カレンダーを用いて薬を整理するなどの方法をとられていますが、医師に確認してから処方変更が行われる頻度は極一部とされています。その原因として、薬局から病院に対しての処方変更の対応に苦慮することが挙げられており、残薬による処方変更の手続きの簡素化を求める意見が多く寄せられていました。

そこで、平成28年度の診療報酬改定に伴い、保険医療機関と保険薬局が連携して、円滑な残薬確認と残薬に伴う日数調整を実施できるように、処方せんの記載が一部変更されることとなりました。本院では、電子カルテにより処方せんを発行していることから、入力時の仕様についても一部変更となります。

以下に、処方オーダー入力画面の変更点、および処方せん記載の変更点について示します。

### 《処方オーダー確認画面の変更点》

※赤枠内の「保険薬局が調剤時に残薬確認した場合の対応」欄が追加となりますので、次頁の運用方法に基づき、いずれかをチェックして下さい。

《処方せん記載の変更点》

0000140 (科名：眼科)		保険医療機関での自己負担区分：病200以上 No 0325-5009	
公費負担者番号		保険者番号 0 6 1 3 8 7 0 5	
公費負担医療の 受給者番号		被保険者証・被保険 者手帳の記号・番号 1 0 0 0 2406839	
カナ ナナナ マイ 氏名 板田 ★次 年齢 83歳 1ヶ月 性別 女性 生年月日 昭和08年02月24日 住所 東京都中央区日本橋箱崎町19-21		保険医療機関の 所在地及び名称 岐阜県岐阜市柳戸1番1 国立大学法人 岐阜大学医学部附属病院 電話番号 (058)230-6000 保険医氏名 矢橋 達司 印	
区分 被保険者(保険種別：組合)		都道府県 番号 2 1 1 点数表 番号 1 医療機関 コード 9 8 0 6 4 4 2	
交付年月日 平成28年03月25日 処方せんの 使用期間 平成28年03月28日		特に記載のある場合を除き、 交付の日を含めて4日以内 に保険薬局に提出すること	
変更不可 個々の処方箋について、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更・差し替えがあると判断した場合は、 「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載し、保険医署名欄に署名・押印すること。	処方せんの 処方内容 RPO1 ニコチネルTTS 10 1日1枚 (1回1枚) ★(貼り薬) 1日1回 3-25から10日分 ★首、1回1枚 (以下余白)		
	備考 ニコチン依存症管理指導料算定のため 保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応 (特に指示がある場合は「✓」又は「×」を記載すること) <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input checked="" type="checkbox"/> 保険医療機関への情報提供		
公費負担者番号		公費負担医療の 受給者番号	
調剤済年月日		調剤済年月日	
保険薬局の所在地及 び名称 保険薬剤師氏名		調剤済年月日	

※確認画面の入力に基づいて、  
備考欄の横にチェック結果  
(赤枠内)が印字されます。

保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応  
(特に指示がある場合は「✓」又は「×」を記載すること)  
保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 保険医療機関への情報提供

実際の運用としては、調剤薬局において患者の残薬の有無を確認し、残薬が確認された場合は病院からの指示に基づいて残薬への対応が行われますので、処方医の先生方におかれましては以下のとおりオーダー確認画面の指定箇所にご確認をお願い致します。

- ①調剤薬局から処方医へ残薬調整のための疑義照会の連絡を入れてから調剤を行ってもらう場合 ⇒ 「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」にチェック
- ②調剤薬局では処方せんに基づいて調剤を行い、残薬については数量等を調べた上で病院へ情報提供のみ行ってもらう場合 ⇒ 「保険医療機関への情報提供」にチェック

上記運用については、4月1日(金)から開始されますので、貴科職員へ周知方、よろしくお願い致します。

(文責：安田)